

身体的拘束最小化のための指針

【身体的拘束とは】

○定義

この指針において「身体的拘束」とは、「本人の行動の自由を制限すること」である。

具体的には、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束する行動の制限をいう。

○身体的拘束禁止の対象としない行為

下記の行為については、身体的拘束に該当しない。

- ・整形外科疾患の治療であるシーネ固定等
- ・点滴時のシーネ固定
- ・転倒、転落、離院防止のための離床センサー、衝撃吸収マット等
- ・転落防止のための4点柵使用

【身体的拘束最小化に関する基本的な考え方】

○理念

身体的拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束をしないケアの実施に努める。

○基本方針

＜身体的拘束の原則禁止＞

当院においては、身体的拘束に関し次の基本方針に則り、生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止する。

＜緊急時やむを得ず身体的拘束を行う場合＞

本人または他の患者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明、同意を得て行う。また、身体的拘束を行った場合は、医師をはじめ身体的拘束最小化委員会を中心に十分な観察を行うとともに、実施した評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力する。

【身体的拘束最小化のための組織体制】

○身体的拘束最小化委員会の設置

＜設置＞

医療法人正雅会辻本病院は、身体的拘束を最小化することを目的として、身体的拘束最小化委員会（以下委員会）を設置する。

＜開催＞

委員会は1ヶ月に1回以上開催し、次のことを検討・協議する。

- ・身体的拘束最小化に関する指針及びマニュアル等の見直し
- ・身体的拘束に使用する用具は病棟外(サプライセンター)に設置し管理する。
- ・「身体的拘束等」の実施状況についての把握と検討。管理者を含む職員への周知徹底
- ・身体的拘束を行わずケアするための用具の導入など代替案、拘束解除に向けての検討
- ・年2回の入院患者に関わる職員全体への教育、研修会の企画・実施

※新規採用時にも必ず実施する

＜チームラウンド＞

身体的拘束が行われている患者がいる場合は 定期的にチームによる巡回を行い、病棟の職員とともに解除に向けた具体的な検討を行い記録する。

＜構成員＞

委員会は、医療安全管理者専従・医師・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士などで構成する。

【身体的拘束を行わないための方針】

○身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為には、つぎのような行為が挙げられる。

- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、腰ベルト、ロック式オーバーテーブルを付ける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。
- ・行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させるなど

※厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」の例より

○身体的拘束最小化に向けた日常ケアにおける留意事項

- ・身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。
- ・患者等主体の行動、尊厳ある入院生活に努める。
- ・言葉や応対などで、患者等の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ・患者等の思いをくみとり、患者等の意思に沿った医療を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ・患者等の安全を確保する観点から、患者等の自由(身体的・精神的)に安楽を妨げるような行為を行わない。
- ・「やむを得ない」と安易に身体拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら患者等が主体的な入院生活を過ごせるように努める。

○鎮静作用を持つ薬剤の適正使用について

「行動を落ち着かせるための向精神薬の過剰投与」は身体的拘束の1つとなるため、使用する際は患者の尊厳が保持されるよう多職種が連携し、薬剤の適正使用に努める。

○その他

入院時、身体的拘束が実施される可能性のある患者に対して「安全確保に関するご説明」を用いて病院の方針、身体的拘束を行うリスクと行わないリスクについて説明し、患者及び家族の意向を十分に聴取する。ご意向はカルテに記載する。

(身体的拘束を検討する可能性のある患者の入院を制限しない)

【緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応】

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急時やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は以下の手順に従って実施する。

・緊急時やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体的拘束の指示をする。

・医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体的拘束の同意を得る。

ただし、直ちに身体的拘束を要する切迫した状況で事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後直ちに家族等に説明して同意を得る。

◎説明内容

(ア)身体的拘束を必要とする理由

(イ)身体的拘束の具体的方法

(ウ)身体的拘束を行う時間帯・期間

(エ)身体的拘束を行うリスク・行わないリスク

(オ)早期解除に向けた取り組み方法

身体拘束中は、身体的拘束の態様および時間、その際の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記載する。

身体拘束中は身体拘束の早期解除に向けて、多職種によるカンファレンスを毎日実施する。

医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体拘束の継続または解除の有無を指示する。

身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。

【指針の閲覧および身体拘束の実施状況について】

医療法人正雅会辻本病院での身体拘束最小化のための指針・実施状況は、院内掲示及びウェブサイトに掲載し、いつでも患者・家族が閲覧できるようにする。

2024 年 4 月作成

2025 年 5 月改正

2026 年 4 月改正

★2025年度 医療法人正雅会辻本病院における「身体的拘束実施状況」

入院基本料	身体的拘束を実施 している割合
障害者施設等入院基本料	1.3 %
地域包括ケア入院医療管理料	0 %
療養病棟入院基本料	0 %